

## 公益社団法人沖縄県看護協会 定款細則

## 目次

- 第1章 総則（第1条－第2条）
  - 第2章 目的及び事業（第3条）
  - 第3章 会員（第4条－第5条）
  - 第4章 入会金及び会費（第6条－第7条）
  - 第5章 総会（第8条－第9条）
  - 第6章 役員（第10条－第14条）
  - 第7章 理事会（第15条）
  - 第8章 職能委員会（第16条－第19条）
  - 第9章 委員会（第20条－第23条）
  - 第10章 推薦委員会（第24条）
  - 第11章 代議員（第25条）
  - 第12章 事務局（第26条）
  - 第13章 地区区分（第27条）
  - 第14章 地区委員（第28条－第33条）
  - 第15章 定款細則の変更（第34条）
- 附則

## 第1章 総則

（定款細則の目的）

**第1条** この定款細則は定款第60条により公益社団法人沖縄県看護協会（以下、「本会」という。）の運営に必要な事項を定める。

（事務所の名称）

**第2条** 本会の主たる事務局を沖縄県看護協会事務局（以下、「県協会事務局」という。）といい、地区の事務局を地区事務所という。

## 第2章 目的及び事業

（事業）

**第3条** 定款第4条第7号の「訪問看護・介護に関する事業」には、次の事業を含むものとする。

- (1) 障害者総合支援法に基づく一般相談支援事業
- (2) 障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業
- (3) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業

## 第3章 会員

（公益社団法人日本看護協会との連携）

**第4条** 定款第4条及び第5条の事業を推進するため、正会員は同時に公益社団法人日本看護協会の正会員となるものとする。

- 2 本会は、理事会の議を経て、公益社団法人日本看護協会の法人会員となるものとする。
- 3 定款第7条の入会申込は、公益社団法人日本看護協会に対しても同時に行うものとする。

(会員情報の変更)

**第5条** 会員が、氏名、住所又はその勤務地を変更したときは、本会に届けなければならない。

#### 第4章 入会及び会費

(入会手続等)

**第6条** 就業者は勤務地が沖縄県内、自営及び非就業者は住所地が沖縄県内である者で正会員になろうとする者は、会長の指定する手続により入会の申込をしなければならない。

- 2 定款第7条ただし書きに掲げる入会金の額は2万円とし、会長の指定する手続により納付するものとする。ただし、会長は必要に応じて分割納付を認めることができる。

(会費)

**第7条** 会費は年額13,000円(うち5,000円は公益社団法人日本看護協会会費)とする。

- 2 正会員になろうとする者は、会長の指定する手続により会費を納付しなければならない。
- 3 正会員になろうとする者は、2月27日までに翌年度分の会費を前納しなければならない。ただし、新入会者の会費納入期日はこの限りでない。
- 4 徴収した会費の10%以上を公益目的事業に使用するものとする。

#### 第5章 総会

(開催期日)

**第8条** 通常総会は毎年6月に開催する。ただし、やむを得ない事情のあるときは理事会の決議により変更することができる。

(総会運営規則)

**第9条** 総会の運営に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める総会運営規則による。

#### 第6章 役員

(役員を選出)

**第10条** 役員は理事17名以上25名以内、監事3名とする。

- 2 理事のうち、常任理事として3名を選出するものとする。
- 3 理事として、職能理事4名、書記担当理事1名、地区理事6名、全区理事3名(うち、1名は准看護師)を選出するものとする。
- 4 監事は本会の業務運営に精通した者2名以内、会計制度又は関係法令に精通した者から1名を選出するものとする。

(役員選挙)

**第11条** 役員候補者は推薦委員会が正会員の中から推薦し、総会において出席正会員が選挙する。ただし、監事のうち1名は、保健師、助産師、看護師及び准看護師以外の者とし、理事会の推薦により総会で選任する。

- 2 候補者の推薦は同一職について定数以上を推薦しなければならない。

(役員改選)

**第12条** 会長、副会長1名及び監事2名は奇数年次（西暦）に開催される通常総会において改選する。

- 2 副会長2名及び監事1名は偶数年次（西暦）に開催される通常総会において改選する。

(役員立候補)

**第13条** 第10条第1項に定める推薦委員会が推薦した候補者以外の正会員が役員に立候補しようとするときは、正会員5名以上の推薦を受けて総会の2ヵ月前までに会長に届け出なければならない。ただし、本会の実情に鑑み当分の間役員の候補者は推薦委員において推薦することができる。

- 2 会長は役員立候補者名及び推薦者名を総会の10日前までに全正会員に発表しなければならない。

(選挙規程)

**第14条** 選挙に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第7章 理事会

(理事会運営規則)

**第15条** 理事会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める理事会運営規則による。

## 第8章 職能委員会

(構成)

**第16条** 保健師職能委員会は保健師で、助産師職能委員会は助産師で、看護師職能委員会Ⅰ及び看護師職能委員会Ⅱは看護師で構成し、それぞれ委員長及び委員8名以上をもって構成する。ただし、看護師職能委員会Ⅱの委員は10名とし、そのうち2名は准看護師とする。

- 2 職能理事は職能委員長となる。

(会合)

**第17条** 職能委員会は定例会合を行う。委員会は委員長が招集しその議長となる。

- 2 職能委員会は年1回会長の承認を得て職能別集會を開催することができる。委員長は職能別集會の長となり、委員はこの会の運営にあたる。
- 3 職能委員長は、公益社団法人日本看護協会の開催する全国職能委員会並びに全国職能集會に出席するものとする。

(任務)

**第18条** 職能委員会は必要に応じ会長の承認を得て小委員会を設けることができる。

(任期及び選任)

**第19条** 職能委員の候補者は、理事会において選任する。委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。委員のうち半数は偶数年次（西暦）に、残りの半数は奇数年次（西暦）に交替し再選を妨げない。

## 第9章 委員会

(常任委員会)

**第20条** 委員は推薦委員を除き理事会が選任する。

2 推薦委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(構成及び任期)

**第21条** 常任委員会は委員6名以上をもって構成し、そのうち1名を委員長としそれぞれ委員会の議長となる。

2 委員長は委員の互選による。

3 委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。委員のうち半数は偶数年次（西暦）に、残りの半数は奇数年次（西暦）に交替し再任を妨げない。

(会合)

**第22条** 委員長は定例会合を行う。

(特別委員会)

**第23条** 特別委員会は常任委員会に準ずるものとする。

2 特別委員会は任務が終了したときに、理事会の決議により解散する。

## 第10章 推薦委員会

(推薦委員会の設置)

**第24条** 本会に推薦委員会を置く。

2 推薦委員会は、役員（専務理事、常任理事及び正会員以外の監事を除く。）及び推薦委員の改選に際し、その候補者を推薦するほか、候補者に関する事項を担う。

3 推薦委員は6名をもって構成し、そのうちの1名を委員長とする。

4 推薦委員の候補者は推薦委員会が正会員の中から推薦し、通常総会において正会員の選挙により選任する。

5 推薦委員の任期は、選任後に終了する事業年度に関する通常総会の終結の時までとする。

6 候補者を推薦しようとするときは、あらかじめ本人の承諾を得て推薦しなければならない。

7 通常総会のために候補者を推薦しようとするときは少なくとも総会の2ヵ月前までに候補者名簿を会長に送付しなければならない。

## 第11章 代議員

(公益社団法人日本看護協会代議員及び予備代議員)

**第25条** 公益社団法人日本看護協会の総会代議員及び予備代議員は、本会の総会において選出するものとする。

2 前項の代議員及び予備代議員は公益社団法人日本看護協会定款及び定款細則に基づき、立候補の届出があった者及び正会員の中から推薦委員会が推薦した者の中から選出するものとする。

3 代議員及び予備代議員の任期は、4月1日から1年間とする。代議員の任期が終了しても、

後任者が選任されるまでは、代議員は、引き続きその職務を行わなければならない。

## 第12章 事務局

(設置等)

**第26条** 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第13章 事業所

(事業所)

**第27条** 第3条に規定する事業を実施するため、理事会の決議を経て、障害者総合支援法に基づく一般相談支援事業を行う事業所（以下「一般相談支援事業所」という。）、障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業を行う事業所（以下「特定相談支援事業所」という。）及び児童福祉法に基づく障害児相談支援事業を行う事業所（以下「障害児相談支援事業所」という。）を設置することができる。

2 前項の一般相談支援事業所、特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所の組織その他必要な事項は、会長が別に定める。

## 第14章 地区区分

(地区事務所)

**第28条** 定款第45条に規定する地区は下記の6地区とし、地区事務所を地区長の所在地に置く。

- (1) 北部地区（名護市、本部町、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、伊江村、伊平屋村、伊是名村）
- (2) 中部地区（うるま市、沖縄市、宜野湾市、金武町、嘉手納町、北谷町、恩納村、宜野座村、読谷村、北中城村、中城村）
- (3) 那覇地区（那覇市、浦添市、久米島町、粟国村、渡名喜村、座間味村、渡嘉敷村、南大東村、北大東村）
- (4) 南部地区（糸満市、豊見城市、南城市、西原町、与那原町、八重瀬町、南風原町）
- (5) 宮古地区（宮古島市、多良間村）
- (6) 八重山地区（石垣市、竹富町、与那国町）

2 前項の地区毎に担当の地区理事1名を置く。

3 前項の地区理事の他、3名以内で全区理事を置く。

## 第15章 地区委員

(選出)

**第29条** 定款第45条第2項に規定する地区長以外に下記の地区委員を置くことができる。地区委員は、10名以内とし、理事会の承認を得て会長が任命する。

- (1) 副地区長
- (2) 書記
- (3) 会計
- (4) 業務委員

(地区会議)

**第30条** 地区長は必要と認めたときは、地区委員を招集して地区会議を開くことができる。

(任務)

**第31条** 地区長は本部との連絡協調を図りながら会長が委任する業務の他、地区会議において決定した事項を推進するものとする。

(任期)

**第32条** 地区委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、任期中やむを得ず交替したときは会長に届け出るものとする。

(報告の業務)

**第33条** 地区長は地区の活動状況及び財政状況について年1回、又は求められたときに会長に報告する。

(本部との連携)

**第34条** 会長は必要と認める本部の重要事項及び事業運営につき協議するため地区長を招集し、地区長会議でその議長となる。

## 第16章 定款細則の変更

(変更)

**第35条** この定款細則の変更は理事会の決議を経なければならない。

### 附 則

(施行期日)

この定款細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

### 附 則

(施行期日)

この定款細則は、公益社団法人沖縄県看護協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

### 附 則

(施行期日)

この定款細則は、平成24年5月19日から施行する。

### 附 則

(施行期日)

この定款細則は、平成25年9月14日から施行する。（第3条を追加）

**附 則**

(施行期日)

この定款細則は、平成25年12月21日から施行し、平成25年4月1日から適用する。(第7条第4項を追加)

**附 則**

(施行期日)

この定款細則は、平成26年3月22日から施行する。(第27条を追加)

**附 則**

(施行期日)

この定款細則は、平成27年6月20日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この定款細則は、平成28年6月18日から施行する。
- 2 改正後の定款細則第6条及び第7条の規定は、平成29年度以後の正会員になろうとする者に適用し、平成28年度の正会員になろうとする者については、なお従前の例とする。

**附 則**

(施行期日)

この定款細則は、平成29年6月17日から施行する。(第10条第3項、第16条第1項、第28条第2項及び同条第3項の改正関係)

**附 則**

(施行期日)

- 1 この定款細則は、平成29年6月17日から施行する。(第6条第2項改正関係)
- 2 改正後の定款細則第6条第2項の規定は、平成29年度以後の新規入会者(正会員に限る)に適用し、平成28年度以前の新規入会者(正会員に限る)については、なお従前の例とする。

**附 則**

(施行期日)

この定款細則は、令和5年9月16日から施行する。